

情報なんぶ

令和7年5月22日発行

南部町行政だより 第263号

総務課 電話66-3112

<https://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / soumu@town.tottori-nanbu.lg.jp

■ 汗かく農業者等支援事業について ■

事業 対象者	○事業区分①～③ 南部町内に在住し、販売を目的とした事業計画を予定している農業者 ○事業区分④～⑤ 南部町内に在住の農業者で、集落の農地を守るため、作業道整備や農地保全を行なう農業者
申請	事業の申請書の提出が必要ですので、応募希望者は事前に産業課にご相談ください。 ※事業実施後の申請は対象になりません。
期限	①～③は7月末までに、④～⑤は10月末までに申請してください。

【事業内容】

※消費税は補助対象経費に含まれません。

区分	内容	補助対象経費※	補助率	補助上限
①栽培 推進	5アール以上の農地を活用し、果樹や薬草、薬木、花木の新植や改植を行う場合に要する経費を補助する	苗木代、肥料、農薬、支柱 (梨及びいちじくを除く)	1/2 以内	15万円
②施設 整備	ハウス等の施設の新設、修繕、プランター栽培等のセットの導入に要する経費を補助する	ハウス資材費(中古可)、建設費、修繕費(ビニールの張替えは除く)、プランター栽培、ポット栽培、水耕栽培セットの導入費	1/3 以内	50万円
③機械 整備	新規作物の栽培、または規模拡大、生産性・収益性向上により農業所得の向上を目指すため、栽培管理・出荷調整に直接使用する機械の取得費を補助する	購入費5万円以上の機械の取得費(水稲用機械、トラクター及び付属機器等、軽トラック等車両、その他農業以外に利用可能な汎用性のある機械を除く)	1/3 以内	20万円
④資格 取得	重機、車輛、特殊機械を扱うための資格の取得に要する経費を補助する	資格取得に要する経費(受験料、受講料、テキスト代) ※不合格の場合は補助対象外	1/3 以内	3万円
⑤農地 改良	用排水路・農地整備のために係る費用を補助する。 ※業者請負も対象	材料費(砕石、真砂、二次製品、塩ビ管)、重機等の借上料、労務費(県標準単価による)	1/2 以内	20万円

【問い合わせ先】 産業課 ☎64-3783

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合う場です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【日時】 6月27日(金) 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【場所】 キナルなんぶ2階 会議室

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 南部町家庭用発電設備等導入推進補助金について ■

太陽光をはじめ再生可能エネルギー機器や電気自動車、エコキュートやエネファームなどの省エネ設備を導入される方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

【申請受付】 令和8年1月30日（金）午後5時15分まで

※既に工事着手している場合は対象となりません。

※実績報告書を令和8年2月末までに提出してください。

【対象者】 町内に住所があり、町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む）に補助対象設備を導入する方 ※実績報告時に町内在住も可

【補助要件】 申請者が発注する事業者、施工業者はいずれも県内事業者であること

【対象事業及び補助金】 ※一部、国補助金との併用不可

《補助対象…補助枠／件》		《金額》
①太陽光発電システム…30件		最大出力1kWあたり10万円（上限60万円）
②カーポート （太陽光発電システムを搭載したもの）…7件		対象経費×1/3（上限60万円）
③家庭用燃料電池…1件		対象経費×1/2（上限12万円）
④太陽熱利用機器…10件		対象経費×2/3（上限20万円）
⑤薪ストーブ等…4件		対象経費（本体と煙突）×2/3（上限20万円）
⑥家庭用蓄電池等	蓄電池…35件	蓄電容量1kWhあたり10万円（上限65万円） ※FIT、FIP制度利用の場合は、 蓄電容量1kWhあたり7.5万円（上限40万円）
	V2H…5件	対象経費×1/2（上限20万円） ※電気自動車を同時導入の場合は上限50万円
⑦省エネ設備等 …40件	電気ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	対象経費×1/2（上限10万円）
	小型風力発電	対象経費×1/2（上限7.5万円）
⑧HEMS（家庭用エネルギー管理システム） …5件		上限2万円
⑨電気自動車等…5件		蓄電容量の1/2×4万円（上限CEV補助額）

【申請場所】 町民生活課（法勝寺庁舎、天萬庁舎）

【問い合わせ先】 町民生活課（天萬庁舎） ☎64-3781

■ 「ちまき」づくりを体験しませんか ■

端午の節句に食べる「ちまき」には疫病退散や子どもの健康を願う意味があります。

昔から伝わる季節行事を体験いただくため、「ちまき」づくり教室を開催します。

【日時】 6月8日（日） 午前10時～正午 ※要事前申込、先着20名まで

【場所】 キナルなんぶ2階 中会議室

【参加対象者】 小学生以上大人まで

【参加費】 200円

【申込期限】 5月30日（金）

【申込・問い合わせ先】 南部町公民館 ☎64-3782 キナルなんぶ ☎46-0870

■ 宅配ボックスの購入設置に補助金を交付します ■

再配達で排出される温室効果ガスの削減による環境への配慮と運送事業者の負担軽減のため、留守中でも配達物を受け取ることができる宅配ボックス等の購入設置について補助金を交付します。

【事業期間】 令和7年6月2日～令和8年2月27日

【補助対象者】 南部町内に住民登録がある個人（1世帯につき1個）

【対象となる宅配ボックス】

- （1）縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートルの物品を収納することが可能なもの
- （2）屋外に設置でき、ワイヤー・アンカーその他の盗難防止のための器具で固定されたもの
- （3）宅配ボックス等の名称が明記されている商品であって、単に屋外で物品を保管する箱でないもの
- （4）令和6年11月1日以降に購入されたもの

【補助額】 購入設置費用（送料、消費税を除く）の2分の1（上限1万円）

【予算額】 20万円（先着順に受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。）

【申請に必要なもの】 ①宅配ボックスの写真 ②カタログまたは取扱説明書 ③領収証の写し

【申請場所】 町民生活課（法勝寺庁舎、天萬庁舎）

【問い合わせ先】 町民生活課（天萬庁舎） ☎64-3781

■ 震災に強いまちづくり促進事業について ■

南部町では、住宅に対する耐震診断・耐震設計・耐震改修、そのほか屋根瓦耐震・ブロック塀耐震等について、補助金制度を創設しています。耐震化対策の一助としていただきますようお願いします。

【概要】 昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者等が行う耐震化（耐震診断・改修設計・耐震改修）にかかる費用の一部を助成します。

事業項目	補助内容	補助率	補助上限額
耐震診断（無料）	住宅の耐震性（住宅の強さ）の調査にかかる費用を補助する。	10／10	—
耐震診断（有料）		2／3	13万3千円
耐震設計	耐震改修の計画策定にかかる費用を補助する。	1／2	16万円
全体耐震改修	住宅全体の耐震性能を確保するための耐震改修にかかる費用を補助する。	4／5	140万円
居室単位耐震改修	特定の居室部分に限定した耐震性能を確保するための耐震改修にかかる費用を補助する。	4／5	100万円
耐震シェルター（旧耐震）	地震による住宅の倒壊から生命を守るため、装置の設置にかかる費用を補助する。	23%	83万8千円
耐震シェルター（高齢者等）		4／5	80万円
耐震ベッド	就寝中の安全を確保するための耐震ベッドの設置にかかる費用を補助する。	4／5	50万円
除却	倒壊の危険がある住宅の取壊しにかかる費用を補助する。	23%	97万9千円
屋根瓦耐震対策	既存屋根瓦の耐震対策にかかる費用を補助する。	1／3	30万円
ブロック塀耐震対策（除却）	倒壊の危険があるブロック塀の撤去にかかる費用を補助する。	2／3	15万円
ブロック塀耐震対策（改修）	除却後、軽量なフェンス等による復旧にかかる費用を補助する。	1／3	10万円

【問い合わせ先】 総務課 ☎66-3112

■ ふれあい道路サポート事業（燃料支給）をご利用ください ■

区（地域）で町道の除草を行っていただく場合に燃料を支給します。

- 【対象道路】 地区作業で除草を行う以下の町道
- ・ 集落から幹線道路へ連結する町道
 - ・ 集落間をつなぐ町道
- 【対象団体】 地域振興協議会、自治会等
- 【申請方法】 除草作業予定日の2週間前までに、実施申請書と作業箇所が分かる図面等を建設課へ提出してください。
- 【引き渡し】 町内の指定ガソリンスタンドで燃料の引き渡しを行います。
- 【支給燃料】 実施延長（m）× 0.01ℓ
- ※ 1集落の支給上限量は、1年度あたり36ℓです。
- 【完了報告】 除草作業終了後に、建設課へ完了報告書を提出してください。
- 【問い合わせ先】 建設課 ☎ 66-3115

■ 戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金について ■

戦没者等のご遺族に対し、第十二回特別弔慰金が支給されます。対象の方は請求をしていただきますようご案内します。

- 【支給対象者】 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、ご遺族お1人に支給されます。
- 【請求期間】 令和10年3月31日まで
- ※ 請求期間を過ぎると受け取ることができなくなりますのでご注意ください。
- 【請求窓口】 町民生活課（法勝寺庁舎または天萬庁舎）
- ※ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）をご持参ください。
- ※ 請求者本人が手続きに来られない場合は、委任状と請求者本人および代理人双方の本人確認書類が必要です。
- 【問い合わせ先】 町民生活課（法勝寺庁舎） ☎ 66-3114

■ 南部町国民健康保険 人間ドックの再募集について ■

南部町国民健康保険に加入している方を対象に人間ドック受診の募集を行いました。定員に達していないため、再募集を行います。人間ドックは昨年度から定員を増やしています。ぜひお申し込みください。

- 【対象となる方】
- ・ 南部町国民健康保険に加入しており、今年度末時点で年齢が36歳以上74歳以下の方
- ※ 申請時、今年度の健（検）診を既に受診済みの方は対象となりません。
- 【申込に必要なもの】
- ・ 人間ドック受診申込書
- （4月に郵送した案内文に同封しています。お持ちでない方は健康対策課に用意しています。）
- ・ 令和7年度健康診査・各種がん検診受診券 一式
- （オレンジ色の封筒で5月中旬に郵送しています。）
- 【申込締切】 6月13日（金）
- ※ 定員に達した場合は申し込みを終了します。ご了承ください。
- 【申込・問い合わせ先】 健康対策課 ☎ 66-5524

■ 南部町家庭教育支援チーム（スマイルサポートなんぶ）による「戸別家庭訪問」 ■

小学一年生の全家庭を訪問し、新入学に際しての不安や子育てにかかる心配や悩みなどを伺い、保護者とともに軽減や解消に向かえるよう努めていくものです。戸別家庭訪問は、年に3回、スマイルサポートなんぶから2名1組で伺う予定です。本年2回目の戸別家庭訪問は、次の日程で実施します。

【 日 程 】 5月28日（水）、29日（木）、30日（金）、6月2日（月）、3日（火）
のいずれか1日

【訪問時間帯】 午後5時30分から7時の間、5～10分間程度

【訪問先】 令和7年度小学一年生のお子さんのご家庭

【訪問内容】 お子さんの生活の様子や子育ての不安や相談、家庭教育支援に関する情報提供など

【問い合わせ先】 教育委員会事務局 人権・社会教育課 ☎64-3782

■ 西伯小学校リサイクル活動のお知らせ ■

西伯小学校区のリサイクル活動を行います。ご協力をお願いします。

【日 時】 6月29日（日） 午前9時～9時30分頃まで

【回収場所】

上長田地区	レイクサイドアリーナ	大国地区	おおくに田園スクエア・西伯小学校
東長田地区	青年の家	天津地区	ふるさと交流センター
法勝寺地区	西伯小学校	東西町地区	東西町コミュニティセンター

【回収物】 新聞紙（広告）、雑誌（梱包のビニールは取る）、ダンボール

※アルミ缶（東西町地区のみ）

【お 願 い】

- ・上記の回収場所に回収物をお持ちください。
- ・西伯小学校PTA地域活動部の皆さんの指示があれば、それに従い協力してください。
- ・子どもたちも整理をします。持ちやすい大きさにひもで結んでください。「新聞紙・広告」「雑誌（梱包のビニール袋は取る）」「ダンボール」は別々に結んでください。
- ・小学生のいない集落については小学生が回収には回りませんので、各集落で決められた方法で回収場所にお持ちください。

【その他】 中止の際は、防災無線でお知らせします。 ※中止放送がないかぎり、雨でも実施

【問い合わせ先】 西伯小学校 ☎66-2215

■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

地域のどなたでも自由に参加し交流する集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。

※申込不要です。ご都合に合わせてご参加ください。中止の場合は防災無線放送でお知らせします。

《 さくらカフェあいみ 》

日 時	6月3日（火） 午後1時30分～3時30分
場 所	「てま里」交流スペース （天萬庁舎近く）
内 容	ことばあそび・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

《 米やカフェ 》

日 時	6月17日（火） 午前9時30分～11時00分
場 所	えん処 米や （旧法勝寺街道）
内 容	昔の思い出を話しましょう・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 南部町子ども・子育て会議 公募委員を募集します ■

町では、「南部町子ども・子育て会議」を設置しています。幅広く地域の方から子育て支援施策についてご意見を伺うため、公募委員を募集します。（年2～3回開催予定）

【活動内容】 南部町こども計画（子ども・子育て支援事業計画等）やこどもに関する施策の実施状況等について審議を行います。

【募集人数】 1名程度

【任期】 委嘱の日（令和7年8月予定）から令和9年7月31日までの約2年間

【応募資格】 次のア～ウのすべてを満たす方

ア 町内在住の満18歳以上の方（令和7年4月1日時点）

イ 子育て支援に関心のある方

ウ 平日夜間に年数回程度開催する会議に出席できる方

【応募方法】 応募用紙に必要事項を記載し、持参または郵送により提出ください。

※応募用紙は、子育て支援課にあります。

南部町ホームページからもダウンロードできます。

【留意事項】 提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。また書類は返却しません。

会議の議事録など、会議関係の資料（氏名及び発言内容）はすべて公開することに同意されたものとして取り扱います。

【申込締切】 6月13日（金） ※必着

【問い合わせ先】 子育て支援課 ☎66-5525

〒683-0323 南部町倭482番地

■ 食育ボランティア養成講座受講生の募集 ■

南部町では「食」を通して健康づくりを推進するための食育ボランティア養成講座を実施します。「食」に関する知識を習得し、自ら「食」について考え、健全な食生活を身に付けられる内容になっています。

講座の受講後は南部町楽食クラブ（食育ボランティア団体）の仲間と一緒に活動を行います。

【活動内容】 ※日程は参加者の方と相談して決定します。

日程	講義 午前10時～11時	調理実習と試食 午前11時～午後1時	講義 午後1時～2時
1日目	栄養の基礎知識と食品衛生	調理実習と試食 （一汁三菜）	健康的な食生活とは
2日目	健康づくりと生活習慣病予防の ポイント（南部町の健康課題）	調理実習と試食 （適塩献立）	身体活動・運動について 南部町楽食クラブについて

【申込方法】 ①電話 ②南部町LINE公式アカウント（右二次元コード）
のいずれか

【募集期間】 5月～7月末まで

【申込・問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524



■ 令和7年度柿チャレンジ講座開催のお知らせ ■

新規に柿の栽培をしたいと考えている皆さんや、柿栽培を学びたい皆さんを対象に、今年度も実際の果樹園で実技を通して学ぶ柿チャレンジ講座を開講します。6月下旬から2月頃まで、摘果・選果・剪定など年4回、毎回2時間程度の予定です。

※受講内容や期日は、お申込みいただいた方にその都度お知らせします。

【申込・問い合わせ先】 産業課 ☎64-3783 E-mail :